平成２３年（フ）第１４０９号
京都市東山区大和大路通三条下る２丁目新五軒町192番地
破産者　かね庄株式会社
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９９号
松江市浜佐田町778番地８、前住所松江市東津田町506番地１　アメニティ東津田Ⅲ102号室
破産者　戸屋　昭彦
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２３号
香川県高松市香川町川東上1425番地２
破産者　有限会社ＯＬＩＶＥ－ＣＯＭ
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１２４号
香川県高松市香川町川東上1425番地２
破産者　有限会社香川ＣＯＭ－ＳＡＴ
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第４９２号
高知県四万十市楠島1756番地６
破産者　有限会社カーライン
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第４２５号
埼玉県狭山市広瀬東３丁目31番11号、前住所埼玉県飯能市大字青木75番地７　飯能テラスハウス３Ｃ
破産者　盛岡さゆり
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２７３号
新潟市西区大野町3281番地３
破産者　栗林カズ子
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５６９号
札幌市厚別区厚別南１丁目７番20―105号
破産者　市川　順康
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６７４号
北海道江別市幸町４番地の17　ピアコート幸町Ａ201、申立時の住所北海道江別市新栄台84番地の７
破産者　山本　圭一
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５号
福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字高屋原73番地１
破産者　塩田ひとみ（旧姓野﨑）
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第４９号
茨城県日立市かみあい町３丁目27番10号
破産者　石井大二郎
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１４９８号
埼玉県久喜市葛梅１丁目14番地６
破産者　立野　廣子
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７７号
千葉県松戸市上本郷847番地の３第２北松戸サンロードス401号、破産手続開始決定時の住所埼玉県上尾市大字原市692番地９　603号
破産者　青山　英明
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８１号
東京都八王子市大楽寺町349番地、前住所埼玉県戸田市美女木１丁目19番地の９　第11昭栄マンション406号室
破産者　伊藤　和幸
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７２１号
さいたま市緑区原山１丁目１番18号
破産者　藤倉　圭子
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８０６号
さいたま市桜区田島６丁目２番14―203号
破産者　齋藤　圭美
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８３７号
埼玉県加須市日出安455番地１
破産者　岡田　清美（旧姓関口）
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７５号
千葉県銚子市春日町1076番地の２　県営住宅２―202号
破産者　矢賀部徳義
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第４６号
山梨県北杜市高根町清里3545番地2539
破産者　岩間　孝志
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係